

## 少額の減価償却資産と償却資産税

**Q** : 当社は資本金1,000万円の同族会社です。中小企業者の場合、30万円未満の減価償却資産は、全額損金算入できるそうですが、この減価償却資産には償却資産税はかからないのですか？

**A** : 課税の対象となります。

### 【解説】

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供する資産で、その減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他一定の資産以外のものをいい、この場合の取得価額が少額である資産とは次のものをいいます。

- ①使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のもので、一時に損金（必要経費）に算入されたもの
- ②取得価額が20万円未満のもので、一括して、3年間で損金（必要経費）に算入されたもの

ご質問の件ですが、たしかに、中小企業者が取得した30万円未満の減価償却資産は全額損金算入できますが、これはあくまで国税（法人税・所得税）での取扱いであって、償却資産税（地方税）では適用されず、課税対象になるとされています。したがって、仮に10万円未満の資産に対し上記①を適用せず、この特例を使ってしまうと、償却資産税の課税対象となりますので、制度の適用には十分注意してください。

